四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公 布する。

平成30年7月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第54号

(2) (略)

四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則 四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則(平成20年四日市市規則第80 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用許可の申請)	(使用許可の申請)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定にかかわらず、次の各号	3 前項の規定にかかわらず、次の各号
のいずれかに該当する場合は、前項に	のいずれかに該当する場合は、前項に
定める期間前においても受付ができる	定める期間前においても受付ができる
ものとする。	ものとする。
(1) (略)	(1) (略)
	(2) 35歳未満の若者が中心となる団
	体が使用するとき。
<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
4 (略)	4 (略)
(利用料金の減免)	(利用料金の減免)
第12条 条例第7条の規定により、利	第12条 条例第7条の規定により、利
用料金を減額又は免除する場合及びそ	用料金を減額又は免除する場合及びそ
の割合は、次のとおりとする。	の割合は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
	(2) 35歳未満の若者が中心となる団
	体が使用する場合 5割

(3) (略)

<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
2 (略)	2 (略)

改正後		
別表(第10条関係)		
区分	利用料金の上限額	
(略)		
テレビ (ビデオを含む。)	(略)	
拡声装置 (本館・ホール)	(略)	
ガス窯(陶芸室)	(略)	

## 改正前 別表 (第10条関係) 区分 利用料金の上限額 (略) テレビ (ビデオを含む。) (略) スライド映写機 1,080円(1回一式) <u>O H P</u> 1,080円(1回一式) 拡声装置(本館・ホール) (略) 音響機器 (北館・軽運動室) 320円(1回一式) 楽器セット(北館・音楽室) 5 4 0 円 (1 回一式) ガス窯(陶芸室) (略) 照明装置 (テニスコート) 520円(1面1時間当たり)

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)